

臨床検査管理医 よくあるお問合せ（2023年2月9日現在）

【受験資格関連】

- Q. 願書請求にあたり、まだ学会へ入会していないのですが、願書を請求してから入会手続きをすることは可能ですか。
- A. 実施要項に「願書請求時に日本臨床検査医学会の会員であること。」と明記されているため、入会手続き完了後に願書を請求してください。
- Q. 受験資格に「1年間以上の臨床検査関連の実務経験を有すること。」とありますが、具体的にどのようなものでしょうか。
- A. 診療を通じての臨床検査利用のみは対象外です。臨床検査部門の直接所属以外の場合でも臨床検査専門医のサブスペシャリティ領域である超音波検査等の各種生理機能検査、消化器内視鏡、感染症関連チーム（ICT, AST）、臨床遺伝、人間ドック等の業務を通じた検査部門への関与、臨床検査適正化委員会活動等による臨床検査部門の管理・運営への参画、など幅広い業務を臨床検査関連の実務経験と認定しています。また、本資格は衛生検査所指導監督医就任者も対象としており、衛生検査所業務である病理学的検査も臨床検査関連の実務経験と認定しています。

【願書関連書類について】

- Q. 願書に会員番号および会員歴を記入する欄がありますが、自身の会員番号がわかりません。
- A. 会員マイページの基本情報に会員番号、入会日が記載されておりますので、それをご参照ください。あるいは、会員証をお持ちの方はそこにも会員番号が明記されています。
- Q. 推薦状の署名捺印が施設長(所属長)となっていますが、病院長の署名捺印でも可能ですか。
- A. はい。受験者に対して臨床検査管理医の認定を受ける者として十分な知識と技術、態度を身につけていると考え推薦いただける方でしたら、受験者の上司や病院長、その他の方でも可能です。

【その他】

- Q. 臨床検査管理医の資格取得を算定要件とする診療報酬加算や特定業務への就任許可等がありますか。
- A. 現時点では本資格が取得要件となる診療報酬算定要件や業務就任要件はありません。「臨床検査管理医」を取得された方は検体管理加算施設基準に係わる届出や衛生検査所指導監督医就任届に添付する医師経歴書に本資格の記載が可能となります。

「臨床検査管理医」資格は、臨床検査専門医取得に向けたファーストステップであると同時に、病院臨床検査室責任者に就任される医師、衛生検査所の指導監督医に就任される医師、行政による衛生検査所監視指導委員に就任される医師、などを対象として検査室の管理、検査所の指導等に必要な臨床検査学の基礎知識を修得していただくことも目的としています。

このため、受検資格等は広く門戸を開いたものとしており、例年多くの先生方に受講、認定取得をいただいております。これらに従事されている先生におかれましては是非受講・受験をご検討いただきたいと思います。